

令和7年度

4号

トトモニ

しおじり協働通信
令和7年度

ご自由にお持ちください

トトモニ

4号

しおじり協働通信トトモニ 令和7年度 第4号

TAKE FREE



特集 「あの人とともに」

特定非営利活動法人 マシュマロ

様々な経験から世界を広げる

まちづくりチャレンジ事業補助制度

市民のみなさんへ お知らせ

まちづくりチャレンジ事業補助制度

あなたのチャレンジを応援します！塩尻のまちをもっと住みよく、楽しくするための公益活動に対して、塩尻市では補助金を交付します。令和8年度の募集受付期間は一次募集を4月に、二次募集（トライアルのみ）を8月に予定しています。塩尻を元気にする素敵な活動の参加をお待ちしています！

○●◇◆□■ 選べる“チャレンジのカタチ” ■□◆◇●○

体験型 トライアル事業	「何か始めてみよう」という団体の皆さんに、まちづくりへの参加のきっかけを得てもらうための事業です。事業の実施を通して、活動をしていくためのネットワークづくりを行うとともに、市民の皆さんに身近な課題を提案し、共有を図ります。	発展型 ステップアップ事業	「得意分野を生かし、新たなまちづくりの担い手を目指そう」という、団体の自立や新たな事業の確立を目指すための事業です。計画的に事業展開を行いながら、3年の間に段階的にステップアップを図ります。
------------------------	---	--------------------------	---

事業	体験型： トライアル事業	発展型：ステップアップ事業		
		1年目	2年目	3年目
達成目標	ネットワークづくり、身近な課題の共有や提案	団体設立のための環境整備、事業の実施	団体の発展のための環境整備、事業の発展	協働事業（公共を担う事業）実施に向けた事業展開
補助限度額	10万円	20万円	20万円	40万円
対象経費の補助率	10/10以内	9/10以内	8/10以内	7/10以内
応募受付	4月2日から16日まで 8月1日から15日まで	4月2日から16日まで		
採択基準	○ 目的が明確か ○ 公益性があるか	○ 目的が明確か ○ 自立しているか、あるいは自立を目指しているか	○ 公益性があるか	
研修・交流会等への参加（必修事項）	◆ 団体のスキルアップのための研修会への参加 ◆ 活動の成果を広く知ってもらうための交流会などへの参加 … ● まちづくり交流会 ● 実績報告会			
補助対象外	◆ 社会や地域のどのような問題を解決するための活動なのかが不明確なもの ◆ 公益性がない活動・事業…趣味やサークルの活動、個人や団体の利益のための活動、参加者が少人数に限定される活動、宗教・政治活動を目的とした活動 ◆ 自立を目指さない団体・事業…会則を定めていないもの、会費を徴収していないもの、財政計画がきちんとしていないもの、食糧費・通常の事務費・備品の比率が6割以上のもの			

※本制度は、塩尻市補助金等交付規則および塩尻市まちづくりチャレンジ事業補助金交付要綱に基づいて実施しています。

本誌に関する
お問合せ先

発行 塩尻市市民交流センター 市民活動支援係

〒399-0736 塩尻市大門一番町12-2 TEL:0263-53-3350

E-mail:collabo@city.shiojiri.lg.jp

編集 特定非営利活動法人 えんのわ

〒399-0736 塩尻市大門一番町12-2 TEL/FAX:0263-54-3320

E-mail:support@ennowa.org https://ennowa.naganoblog.jp/

様々な経験から世界を広げる

特定非営利活動法人
マシユマロ

障がいを持つ人が働くことができる場所を提供しつづけている特定非営利活動法人マシユマロ。約2年前に新築移転した「エフォートマシユマロ」で、理事長の上原泉さんにお話を伺いました。

「マシユマロの活動は早くから始まっています。宗賀で作業所を、塩尻市保健福祉センターの1階で喫茶マシユマロを運営していたときもありました。今は、グループホームや、相談支援事業所の運営もしています。ここ、エフォートマシユマロは、働く人が広々とした場所で動きやすく、使いやすくするために約2年前に建てました」と日が当たりとても明るい館内を案内していただきました。中には、企業などから依頼を受けた材料や部品がきれいに並べられ

ており、利用者のみなさんが、ひとつひとつ丁寧に作業をしています。

精密な工業部品の組み立てや、お土産物のバーコード貼り、タオルをたたんで箱に詰めるなど、現在は約90%が企業などからの受託作業になっていっているそうです。また、現地まで行き、ホテルや企業の清掃を行うほか、農業のお手伝いをすることもあります。



ツキーなどの焼き菓子の製作と販売もしています。「みなさん、本当にすごい集中力で、真面目に仕事に取り組んでいるんです」と笑顔で話す上原さん。モットーとなっている「明るく、元気に、楽しく」が、まさに実現できている職場なのだと感じました。

上原さんは、令和2年に理事長を引き継ぎ、運営に関わっています。大事にしていることは、色々な経験をすることで、自分の世界を広げて欲しいという願いです。

「養護学校などを卒業して、同じ場所だけに居ると、狭い世界しか知ることができません。でも、いろんな経験をして、視野を広げれば、自分に合うものに出会うことができるんです」と、利用者のみなさんの人生に寄り添っています。また、他の人と同じように、ルールやマナーを大切にできるようにと年に数回研修も行っています。こうした想いに見守られ、利用者の方はマシユマロだけではな

く、他の事業所と掛け持ちで働く人や、他の事業所にステップアップしていく人もいます。また、カラオケ大会やクリスマス会を開催するなど、働くみなさんが楽しむことができるイベントもあります。同った日も、働くときはもくもくと働き、休憩時間になると楽しそうな声が聞こえてきました。そして、時間になるとまた一斉に仕事に取り組んでいます。

「新しい仕事だと、最初は戸惑うこともあります。でも、ちゃんとできるようになる。その成長を見ることがとても嬉しい」と、利用者にあわせて役割分担をし、さまざまな仕事に挑戦していきます。「本当に真面目に取り組み、色々なことができる人たちです。今後も様々な経験ができるように、新しい仕事を受けられるよう開拓していきたい」と熱い思いを語っていただきました。



マシユマロからのお知らせ

エフォートマシユマロの様子を見に来てください。焼き菓子の購入もできます。お仕事も募集しています。人手が必要な作業がありましたら、お気軽にご相談ください。



masyu@bz01.plala.or.jp

塩尻市条例指定NPO法人制度のご紹介

住民の福祉の増進に寄与する寄附金を受け入れるNPO法人を条例で個別に指定すると、そのNPO法人に寄附した者の個人住民税が減税される制度です。

条例指定NPO法人へ寄附をした場合、1月から12月までの寄附金額の合計から、2,000円を引いた額の6%を翌年度の市民税から減額いたします。

●お問い合わせ

○制度全般やNPO法人への寄附
NPO法人の指定手続きについて

市民交流センター 市民活動支援係
TEL：0263-53-3350

○税額の計算や申告について

税務課 市民税係
TEL：0263-52-0280 (代)